

暮らしに、選挙を近づけてみたら、
色々「知りた〜いこと」が見つかった。



＼自分で考えよう！／

2018

ちゅらマナープロジェクト

ハンドブック



知らないと選挙違反になるSNSの使い方、
改めて考える18歳選挙権のこと、選挙制度のこと。



主催：◎ 沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会



ちゅらマナープロジェクトとは？

高校生が主体となりマナーの向上やルールの大切さ等について高校生が「自分で考える」機会の創出を図るものです。



私たちが、「ちゅらマナープロジェクト」のメンバーです！

目次

P2 ちゅらマナープロジェクトとは？

P3 高校生代表者会議
ちゅらマナー 4 ケ条

P4～5 アンケート結果

P6～7 公私区分とパブリックリーズン

P8 高校生が考える「できたらいいな」と思った選挙運動

P9 注意したい公職選挙法「選挙運動篇」

P10 ちゅらマナープロジェクトメンバーから
同世代の高校生へのメッセージ

P11 ちゅらマナープロジェクトの活動紹介
参考文献

特別講師



安原 陽平（沖縄国際大学 総合文化学部人間福祉学科 講師）

早稲田大学教育学部教育学科教育学専修卒業。

早稲田大学大学院社会科学部政策科学論専攻博士後期課程満期退学。

2016年7月に『高校生のための選挙入門』（三省堂）を分担執筆。高校生をはじめとする比較的若い読者を対象とした投票、選挙運動、政治活動に関する入門書。大学の講義等で、参考書として紹介。

高校生代表者会議開催!!

2018年7月18日に県内の高校生149名が県立総合教育センターに集まり、高校生代表者会議を行いました。

高校生代表者会議とは？

各高等学校の生徒代表が一堂に会し、「規範意識」等について率直な意見を交換することをおして、「自分の意見を持つことの大切さ」、「自分の意見を伝えることの大切さ」、「自分以外の意見を理解することの大切さ」等を考え、将来の社会を担う高校生として「自主的・主体的」に行動し、有意義な高校生活が送れるようにすることを目的として開催しています。



会議では、班別に「自校の抱える問題」、「高校生の選挙運動について」、「ちゅらマナーハンドブックの活用法」について討議・意見交換を行いました。

各班の発表報告を通して情報を共有し、班別協議や全体協議で出された内容をもとに、運営委員で下記の「ちゅらマナー4ヶ条」を作成し、全員で確認しました。

ちゅらマナー4ヶ条

- 1 私たちは、周りを巻き込んで生徒全員で活性化します!!
- 2 私たちは、自校の生徒としてのプライドを高め、校外であってもマナーをきちんと守ります。
- 3 私たちは他校との意見を交わす場を設け、共通の意識を持ち、学校の雰囲気づくりに取り組みます!
- 4 私たちは日々多くの人と関わり、問題解決に取り組みます!

私たちは日々多くの人と関わり、問題解決に取り組みます!

このことを踏まえ、私たち高校生は集団意識を持ち周囲との関わりを大事に日ごろから人との繋がりを大切にします!また、高校1・2年の時から、選挙や有権者になることを認識し、理解をもちます!!



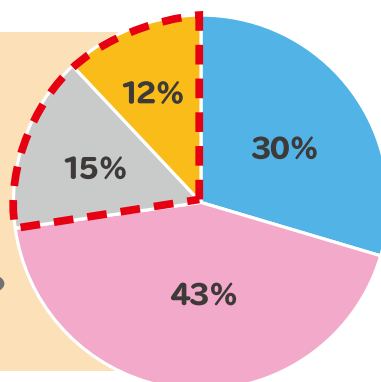
今年のちゅらマナープロジェクトのテーマは 「高校生と選挙の関わり方について考える」

様々な意見を収集するため、高校生代表者会議に参加した
高校生のみなさんから選挙に関するアンケートを取りました。

結果は次の通りです！

Q1

11月18日の
県知事選挙に選挙権が
あれば、投票に行きますか？



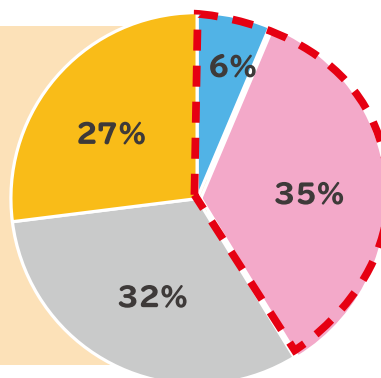
- 絶対に行く
- 多分行く
- 予定があれば行かない
- 行かない

27%

投票に行かない人

Q2

インターネットを使った
選挙運動のルールを
知っていますか？



- よく知っている
- 聞いたことはある
- あまり聞いたことがない
- 知らない

41%

ルールを知っている

結果を見て生まれた疑問？



投票に行く人は73%いるが、27%の行かない人
についてどう考えたらいいか？



インターネットを使った選挙運動でSNSを活用して
投票する候補者や政党を選ぶのは危険ではないか？

ん〜。色々疑問が
でてきたな。。



プロジェクトメンバーで次の疑問を **3チーム** に分かれて、議論しました！各グループで考えたことが次の通りです。

選挙に行かない人について
みんなで意見を出し合いました！



投票に行く人は73%いるが、
27%の行かない人についてどう考えたらいいか。

Aチーム 誰がリーダーになってもよい。
どんな世の中になってもよいと思っている。

Bチーム 選挙は自分たちの未来を決めるものなので、
行かない人は未来を放棄している。

Cチーム 自由ではあるが、自分の権利だから選挙で
投票という形で自分の意思表示をすべきだと思う。

インターネットを使った選挙運動でSNSを活用して
投票する候補者や政党を選ぶのは危険ではないか。

Aチーム SNSで簡単に情報を収集できるからこそ
投げやりに投票する若者が増えそうなので危険。

Bチーム 公平な選挙に支障がでるので危険だと思う。

Cチーム インターネットを使うと便利だが、
拡散能力が大きくて危ない。



なぜ危険なんだろう。。。

各グループの意見には、社会のこと、みんなのことを考えよう
という意識がありますね。

SNSとどう付き合うのがよいでしょうか。各グループからは、
気を付けた方がよいという意見が出ていましたが、それはなぜ
でしょうか。逆に、どういうメディアだと安心できるでしょう
か。どのメディアにも、良い面・悪い面がありますので、情報
を受け取る際にはメディアリテラシーが重要になってきます。

選挙のスペシャリスト!!
安原先生



選挙についての情報を得る時に押さえておきたい
ポイントが2つあります。

POINT1

公私区分

みんなで決めることと、
自分で決めることの区別

みんなで決めることの例
税金、福祉、交通
お金の単位など

自分で決めることの例
幸福、信条、職業
好きになる人など

POINT2

パブリックリズン

みんなが納得する理由付け

みんなが納得する理由付けかどうかは、反対の立場になっても
受け入れられる理由かどうかを考えてみるとよいでしょう。

上記の2つのポイントを理解するため、実際に提案をしてみました。



鉄軌道を通すことを検討しているが
ルートを選定したい！

Aルート案



Bルート案



どっちかな？



どちらの意見の方がポイントを押さえている？

久保田くんの意見



Aルート案に賛成！

ライカムとか美浜とか遊ぶ場所がいっぱいだから。家が近いから。

仲間さんの意見



Bルート案に賛成！

沖縄市とうるま市は、子どもが多いから通学するための手段が必要！山が多くて道が作りやすいため、高齢者や子どもたちにとって便利！

仲間さんの意見の方がポイントを押さえている！

やったね!!



沖縄市とうるま市は、
子どもが多いから通学するための
手段が必要です！
山が多くて道が作りやすいため
高齢者や子どもたちにとって
便利だよね！

街づくりを客観的に考える事が重要だね！



※ 鉄軌道のルート選定を題材に、公私区分とパブリックリーズンについて、プロジェクトメンバーのみなさんに考えてもらいました。多くの意見や理由が出て、とても勉強になりました。

今回の議論は、あくまで公私区分・パブリックリーズンとは何かを考えるためのもので、Bルートがよいということを主張するものではありません。また、メンバーの意見も、より対照的になるようにまとめられていることもご理解いただければと思います。

高校生が考える「できたらいいな」と思った選挙運動

Aチーム 選挙アプリを作成する。
立候補者一人一人にお試し期間を設ける。

Bチーム SNSを利用して候補者の紹介をする。

Cチーム SNSを使った選挙運動
サンエーやドン・キホーテに買い物がてら
投票出来るように、投票場を作る。
ユーチューブやラインのライブ配信などで
候補者の紹介をする。

様々な
アイデアが
出たよ!!



SNSを使った選挙運動を行うことで若い人の関心も
高められないかなど、メリットやデメリットを理解したうえで
SNSを利用することが大事!

SNSを使うことによって、
考えられるコトとは?

メリット

- ①コスト削減
- ②若年層の投票率の増加
- ③投票所へ行く手間が省ける
- ④時間・場所を問わず候補者の政策が見れる。

デメリット

- ①ネガティブキャンペーンの対策
- ②成りすましが横行する
- ③ネットで悪いデマが流れる



POINT!!

「注意したい公職選挙法-選挙運動編」

日本の選挙運動の規制

選挙運動の規制のポイント以下3つ

主体(人)

裁判官、検察官、警察官などは選挙運動ができません。
※学校の先生は、「地位を利用して」選挙運動を行う事ができません。法的に微妙な違いがあります。
また、高校生であっても、18歳以上であれば、選挙運動は可能です。

時期・時間

候補者の届けがあった日～投票日の前日まで選挙運動OK。
県知事・衆議院・県議会議員選挙など各々期間は異なる。

事前運動は禁止。投票当日のインターネット
によるTwitterの投稿などはNG。
街頭演説の時間は朝8時から夜8時まで。

行為

戸別訪問の禁止、飲食物の提供の禁止
署名運動の禁止、人気投票の公表の禁止など。
その他、買収なども禁止されています。

※2013年よりインターネット選挙運動が解禁され、
Webサイト等を利用して選挙運動ができるようになりました。
ただし、有権者による電子メールは禁止されています。
また、18歳未満は、TwitterのリツイートやFacebookのシェアはNGとなっています。



現在の公職選挙法において、選挙や候補者に関する情報がきちんと多くの人に届くようになっているのでしょうか。また選挙運動の規制は、納得できる理由となっているのでしょうか。もちろん現在の法律にも良い面があります。しかし、公職選挙法をはじめとする選挙に関わる様々な法律が、今後より良くなるように考え続けることも重要です。

選挙についての
情報をよく理解し
考えることが
重要なんだ!!



選挙運動で SNS の利用が可能となり、様々な情報が登場しやすくなりました。なかには、根拠のないデマや誹謗中傷で、候補者のプライバシーや名誉が侵害される場合もあるかもしれません。この場合、表現の自由を規制すればよいという安易な発想は避けなければなりません。ただ同時に、プライバシーや名誉も大切です。表現の自由とプライバシー・名誉を調整するヒントとして、公共性(みんなに関わるかどうか)、公益性(みんなの利益になるかどうか)、真実性(ほんとうのことかどうか)が挙げられます。

情報を発信する側も、受け取る側も、これらが押さえられているか意識することが大切です。これらが押さえられていれば、候補者にとっては厳しい情報でも、表現の自由が優先されなければなりません。

人と人とのコミュニケーションを前提としているのでマナーが重要です。
それは自分の意見をちゃんと伝えられるように工夫(相手への配慮)をすることであり、
お互いに意見をちゃんと伝えあう姿勢が必要。

これを読んでも同世代の高校生へのメッセージ



Aチーム

高校生のみんなに伝えたい事が3つある。

1つめ、SNSの利用が可能になったことから、政治や選挙を身近なものにしてほしい。

2つめ、選挙権年齢が18歳に引き下げられたからこそ、選挙権を持った際には立候補者の活動内容や経歴をチェックし選挙運動の規制とSNSを利用する上での3つのポイントを守りつつ政治に参加して欲しい。

3つめ、選挙についての知識や関心を持ってほしい。

Bチーム

政治に関して全然興味はなかったけど、勉強することで興味を持ったので、興味が無くても知ることが大事だと思った。

選挙に関心を持ってほしいのはもちろんだが、候補者の公約を聞いて、その人が地域や社会の状況を把握しているのか、地域の人々を大事に考えた公約になっているのかを判断材料にしてほしいと思う。

Cチーム

高校生でも選挙権があればその権利を大切に、若者の意見を選挙という形で伝えていくためにも選挙に参加して欲しい。1、2年後の選挙の際に、何をしたらよいか迷ったり批判にあたりしないうちに、今のうちから選挙についての知識を身に付けるべき。

そのために、まず私たち高校生にとって身近なインターネットやSNSを活用した選挙運動があるということ、そのSNSを利用した選挙運動のルールやポイントについて知ることの大切さを伝えていきたいと思った。



今回の「ちゅらマナープロジェクト」のテーマは、選挙や政治に関心を持とう!でした。自分たちが住んでいる社会を良くしていくことが、このテーマの根本にあります。

選挙や政治に関心をもつことは、自分たちの世代はもちろん、20年後、30年後の世代も含めて、どういった社会をつくっていくかを考えることにつながります。

現在、政治に関わったり、話題にしたりすることは、タブー視されていたり、いいイメージが持たれなかったりするかもしれません。こういったイメージを急に良くするという事は難しいです。しかし、みなさんがどういう社会をつくっていきたいかを意識していれば、政治や選挙に関わることの大切さが広く社会で共有されていき、タブー視されたり、悪いイメージが持たれたりすることは少なくなるかと思えます。

社会には、色々な意見、価値観が存在します。ただ、意見や価値観の対立があっても、お互いを尊重し、みんなで仲良く暮らしていけるような優しい社会を目指して、一緒に頑張っていきましょう。

ちゅらマナープロジェクト活動紹介

RBC「Aランチ高校生図鑑」収録



ラジオ沖縄 「ティーサージ PARADISE」収録



新聞社への表敬訪問



沖縄国際大学の大学生との座談会



高校生と選挙の関わり方について考えるフォーラム



参考文献

本プロジェクト・ワークショップに際しまして、様々な文献を参考にしました。紙幅の関係上すべてを挙げることはできませんが、本プロジェクト・ワークショップに関心を持たれた方へのおすすめということも考慮して、以下紹介させていただきます。

- 斎藤一久編著（2017）『高校生のための憲法入門』（三省堂）
- 斎藤一久編著（2016）『高校生のための選挙入門』（三省堂）
- 西原博史（2014）『うさぎのヤスヒコ、憲法と出会う』（太郎次郎社エディタス）
- ジョン・ロールズ（中山竜一訳）（2006）『万民の法』（THE LAW OF PEOPLES : with “THE IDEA OF PUBLIC REASON REVISITED”）（岩波書店）
- 長谷部恭男・杉田敦（2006）『これが憲法だ！』（朝日新書）

「ちゅらマナープロジェクト」は、高校生が主体となり
マナーの向上やルールの大切さ等について高校生が
「自分で考える」機会の創出を図るものです。

詳しくはHPへ



ちゅらマナープロジェクト

検索